

# 支藩家臣団の成立をめぐる一考察

——伊予吉田藩の研究——

長谷川 成一

はじめに

従来の藩政史研究において、支藩に対する研究は制度史の視角からはアブローチが試みられてはいるもの、支藩のもつ特有の体質ならびに構造からその独自性を導き出す研究は見当らない。本稿では、伊予宇和島藩の支藩である吉田藩をとりあげ、同藩家臣団の成立を論ずることによって、幕藩体制下における支藩の特質の一端を明らかにしたい。

吉田藩は分知当初より家臣団の形成に尽力し、貞享四年には一応三万石に見合った形態をもつことができた。その間、

後世山田騒動と称される家中騒動が勃発し、藩内は動揺をきわめた。<sup>2)</sup>この騒動は、吉田藩にとって初期藩政改革である延宝改革のあと五・六年を経て起きたものであって、所謂藩体制の確立過程の中で藩主権力の集中・強化をめぐる権力闘争

にほかならなかった。ところが、この騒動は同時期の幕藩体制下においては他藩にあっても見出しうる事象なのであるが、同事件の発生及び進展・処理過程には、支藩として他例を見ない個性を探ることができるのである。

本稿においては、吉田藩の藩体制確立の中でも、特に同藩家臣団の成立過程の究明を中軸にして論を進め、山田事件の事後処理までを含めて、幕藩体制における支藩の位置づけをおこない、本・支両藩間の関係にも私見をくわえることにしたい。

## 一 吉田藩の成立と分人

伊予吉田藩は、明暦三年七月二十一日、伊達秀宗の五男宗純が宇和島藩より三万石を分知されることよって成立した。<sup>3)</sup>なお幕府から宗純へ朱印状が下されたのは、貞享元年に

いたってからであつた。<sup>(4)</sup> 分知に関しては、古来さまざまに伝承及び記録が残存して、後世に至るまでそのいきさつは色々と取沙汰された。<sup>(5)</sup> すなわち、分知にいたるまでの過程が非常に不明朗であつたことと、あわせて宇和島藩の中でも比較的豊饒な地域が吉田側へ移されたので、宗純の兄で宇和島本藩主たる伊達宗利を初めとして、本藩家臣の中には吉田を心よく思わぬ風潮が強かつた。また宗純も本藩の右のような霧困気を察知していたので、当然の如く宗利へ対しても對抗意識を持つており、本藩からの独立した藩体制を早急に形成しようとな願したのは当然の成り行きであつた。なお、宗純と本藩との和睦が成立したのは、分知後十七年を経た延宝二年に入つてからである。<sup>(6)</sup>

分知とその後の事情は右の通りであるが、本藩から八十五カ村浦あわせて二万九千九百八石を受領した宗純は、これも本藩の家臣二百四十一名<sup>(9)</sup>をひきつれて吉田へ移つた。宗純へ付属させられたこれらの家臣は分人と総称され、既に明暦元年の段階で選考されて名前の発表もおこなわれていたが、二年後の同三年においては、その構成員名に若干の変更がみられた。<sup>(10)</sup>

分人の内訳は、知行取の者五十七名、扶持・切米取五十六名、足輕・小者が百二十八名<sup>(11)</sup>となつており、計二百四十一名からなる家臣集團であつた。なかでも、知行取はI表（明暦

三年の項）に示した構成をもち、三万石の藩領にしてはずいぶんと高祿の家臣が多かつた。しかも一人あたりの知行高は平均すると二百七十二石余になり、貞享四年及び明和七年における知行取家臣のそれと比較して最も高い。そして、分人の知行総高は一万五千五百石余のほり、全藩領の五二%を占めたから、分知早々、吉田藩は高祿分人の処理に頭を痛めることになつた。

さて、吉田藩にとって種々の問題を包含したこれら分人は、その構成が実に多彩である。それは本藩の宇和島藩家臣團の成立過程が、決定的に分人の構成に影響を与えているためである。ここでは簡略に本藩の明暦元年時における家臣團構成を一瞥して、分人を考察する上での一助としたい。

元和元年、宇和島へ入部した伊達秀宗は、仙台伊達家より付属された家臣百数十名をともなつた。<sup>(12)</sup> このなかで中核を形成したのは「五十七騎」と称される家臣<sup>(13)</sup>であり、元和元年以後、仙台伊達家から召抱えた家臣はあつたものの、五十七騎衆を凌駕する勢力をもつことはなく、宇和島藩はこの衆を基幹として家臣團の形成を進めた。次に右の衆とは別に、仙台伊達家とは全く主従關係を保有せず、宇和島藩へ新たに仕官した家臣達が存在した。<sup>(14)</sup> 彼らは、元和二年以降寛永末年にいたる期間に、もう一方は寛永末年から明暦にいたる間に仕官した二種に分けられる。前者は二百・三百石の祿高で仕官

した者が多く、中級家臣として藩政の実務にたずさわり、元和年、秀宗に同道した前述の家臣達が藩政主導者層を構成していったのは異った方向に進んだ。後者は、数も少なく微禄の者が多かったこともあり、藩内において未だ特別な勢力を形成する能力をもちあわせていなかった。すなわち、これら三種の家臣集団が重層的に家臣団を構成していた点が、本藩の特徴である。<sup>(16)</sup>

本藩家臣団の構成は右の通りであるが、さて、明暦元年に成立した宇和島藩の「諸士官禄年数帳」に記載された分人は五十八名（足輕・小者は除く）おり、約半数の出自が判明する。この内、二十一名が仙台伊達家に仕えていた者かまたはその子孫である。仙台伊達家出身者の中でも、前述した五十七騎衆に所属する者は二名にすぎない。これら仙台伊達家との関係を有した分人の中で、宇和島入部より明暦三年の現在にいたるまで生存している者はほとんどおらず、大部分が新しい世代へ移行している。元和二年以降に仕官した、伊達家との関係をもたない分人は三十六名おり、なかでも寛永年間<sup>(17)</sup>に召抱えられた者が大多数を占めた。なお、分人と本藩に残留した家臣とを比較してみると、既述した如く五十七騎衆所属の分人は全く少なく、分知に際しては、此衆の藩内における家格の高さが考慮されたのであろう。それに対し仙台伊達家出身者の割合は双方ともに類似しているのであるが、分人

Ⅰ表 吉田藩家臣団の石高分布

石高	各年度		
	明暦3	貞享4	明和7
~1000	2		
~700	1		
~500	3	2	1
~400	2	2	3
~300	7	6	2
~200	35	6	10
~150	4	14	5
~100	1	13	21
~0	2	3	8
扶持・切米取	56	120	195
足輕・小者	128	503	543
計	241	669	788

の場合、既に本藩に在籍している間に家督・跡目を相続している者が圧倒的に多いため、比較的若年の者達であったことを想像させる。

ところで、土芥寇讎記は「身上ニ不応高知ノ輩、然モ無学無能ニ、人柄不宜輩許ヲ勝リ出シ遣ヌ故ニ、能キ人ナシ」と分人を評しているもので、この見解についての吟味をおこない、本節をまとめることにしたい。土芥寇讎記の記述によれば、本藩においては、無能で高禄の全く処置にこまる様な人物のみを選抜して、宗純へ付属させたということにならうか。高禄という点については今まで述べてきた所で肯定はできるもの、無能者の集団という部分<sup>(18)</sup>は肯じる訳にはいかない。知

行取の多数をしめるのは二百〜三百石級の分人であるが（I表参照）、彼らは本藩に仕えていた時、郡奉行・算用方・納戸役・浦奉行など藩財政の重要な役職を経験しており、人材の点においては有能な者が少なくない。以上の諸点から鑑みて土芥寇讎記の記述は必ずしも妥当とは言い難く訂正されねばならない。

このように種々の特質を有する分人勢力に対して、本藩からの独立を目指し、藩体制の確立をはかる藩権力は、その目的遂行のために強権を奮うことになるのである。

## 二 吉田藩家臣団の成立

本節は、①・②・③の三項に分けて分人の存続と断絶から説明し、貞享四年の家臣召抱え運動の終了まで、家臣団の成立過程を考察することにする。

### ① 分人の存続と断絶

吉田藩では、明暦三年の分知直後から分人の淘汰を開始した<sup>19</sup>。分人各自の禄高は、宇和島藩十萬石の藩士のものであり、吉田藩三萬石にはおよそ不釣合であった。前節においてもふれた通り、高禄の者が多いことは即ち蔵入地の狭隘さを示すのに外ならず、藩財政の安定化のためにも、吉田藩では三萬石の藩領にみあった家臣団を形成する必要に迫られたの

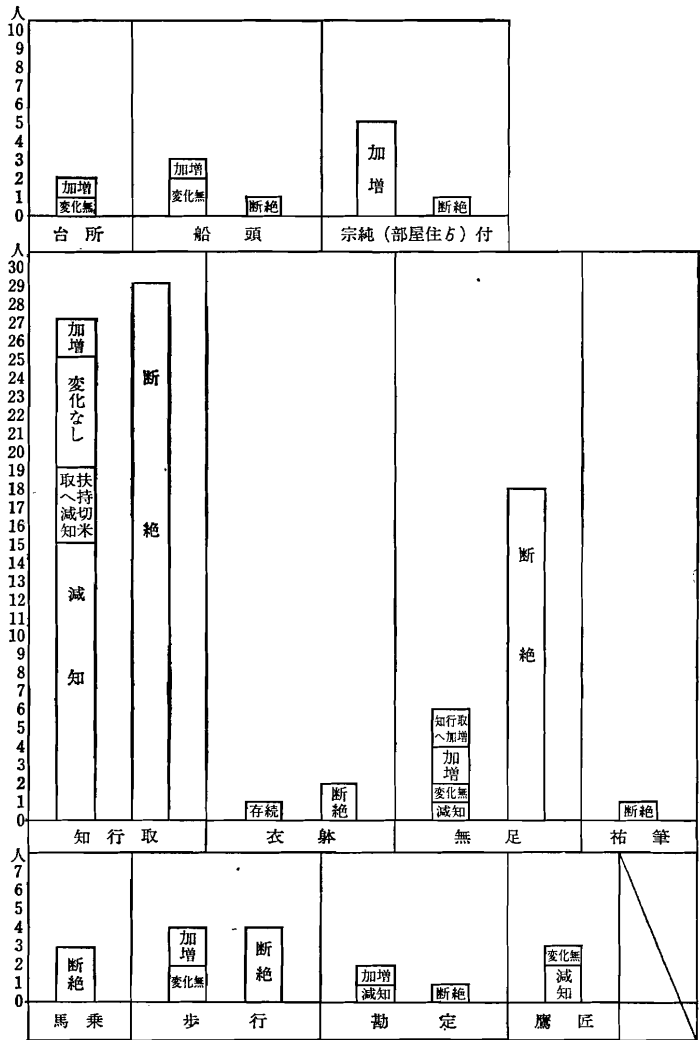
である。その第一歩として手を染めたのが、分人の淘汰であった。

分人の構成はほぼ本藩に類似した型体を保持していたが、階級は次のように分かれた。知行取（侍分とも称す）、依躰、無足、祐筆、馬乗、歩行、勘定、鷹匠、台所、船頭、宗純付の十一階級である。<sup>20</sup>なお、貞享四年時における各階級に属する分人の存続及び断続の状態をあらわしたのが資料④である。分人全体の淘汰率は分知から貞享四年までの間に実に五三%に達し、約半数は分知後三十年を経過する中で吉田藩から消滅してしまった。

それでは、資料④を参照しつつ存続を許された分人について検討することにした。存続の形態は、分知後に加増された者、禄高（主として知行取）に変化のない者、減知に処せられた者（知行取の分人の中で、扶持・切米取へ転下した者を含む）の三種に分類することができる。資料④において明らかであるように、知行取の場合、減知の措置にあった者は七〇%に及び、藩当局の実施した減知策がいかに峻厳なものであったのか、これによって窺うことができるであろう。しかも加増された者は二名しかおらず、「宗純付」の分人を除いて、禄高がふえるということは藩内においてきわめて珍しい現象であったようである。右にあげた宗純付の分人は、他の階級の分人とは全く傾向を異にしている。たとえば、知行取以外で

給人が存在するのは、依鉢とこの階級だけであり、陶汰の嵐が吹きすさぶ中で、宗純付の者達は一名のみ断絶に処せられているだけである。この一名を除いた全員が増の業に浴しているのは、宗純が宇和島藩に部屋住の身としていた時から

とができよう。次に、存続を許されず断絶の処置にあった分人について論点を移そう。断絶の種類と割合をあらわしたのが資料②である。一見して「暇下し」による断絶が、他の理由を圧倒して

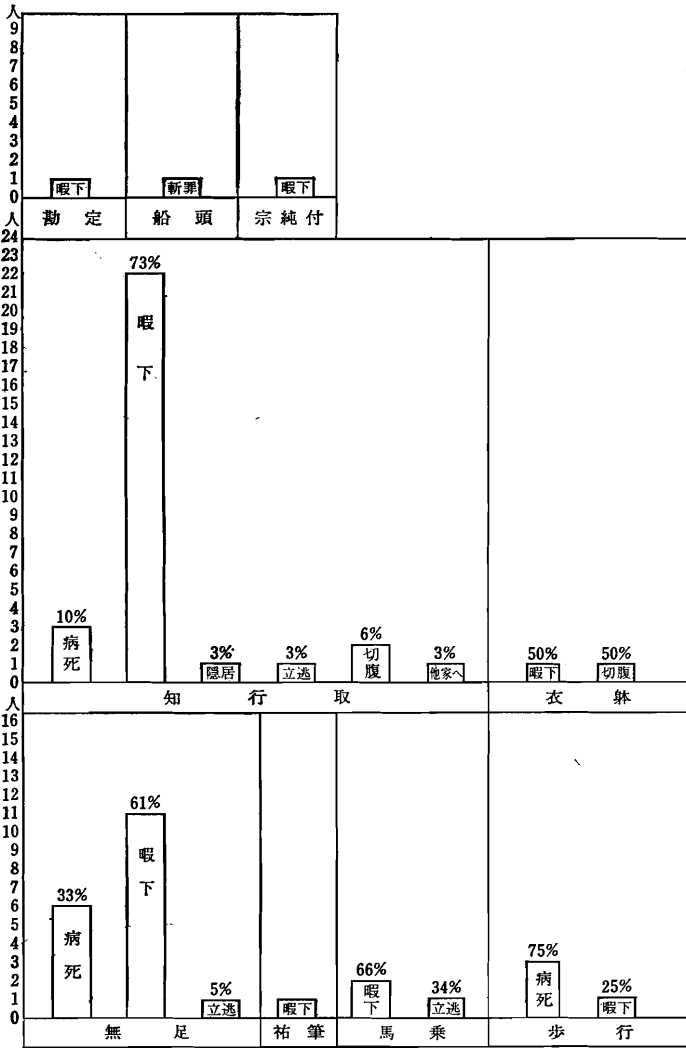


資料① 分人の存続と断絶

の側近であるため、この者達へ対しては彼の恩寵も格別なものであったのである。このように一部の例外的な分人は別として、総体的にみて、貞享四年まで存続した分人は、減知または禄高に変化したの二つの範疇に入る者が七割以上を占め、吉田藩においては存続は許されても、分人は減知に処せられるか禄高は現状維持のままに置かれたと結論づけるこ

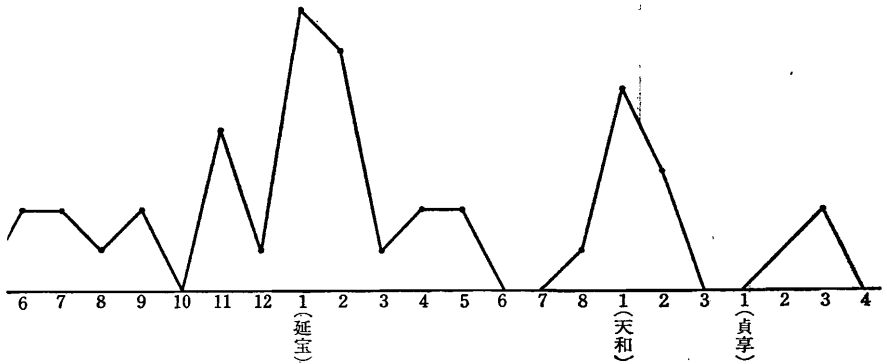
いるのが看取されるであろう。なお、「切腹」・「斬罪」などは分人の犯罪行為によって処断されたものであって、「暇下し」に較べてその数は僅少である。各階級における断絶の特質をみてみると、知行取及び無足に所属する者は、六〇〜七〇%

が「暇下し」によって淘汰され、藩当局の一方的な放任はこの両階級に厳しかった。知行取のいかなる層に淘汰が及んだか、明暦三年の石高分布と貞享四年の時点と比較すれば一目瞭然である（I表参照）。すなわち、七百石以上のごく高禄

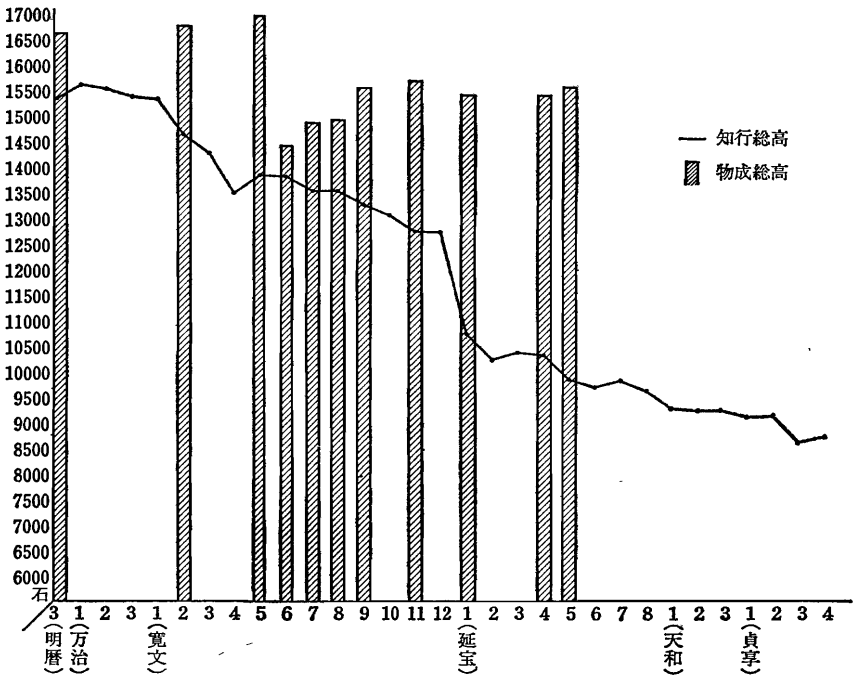


資料⑩ 淘汰の種類と割合

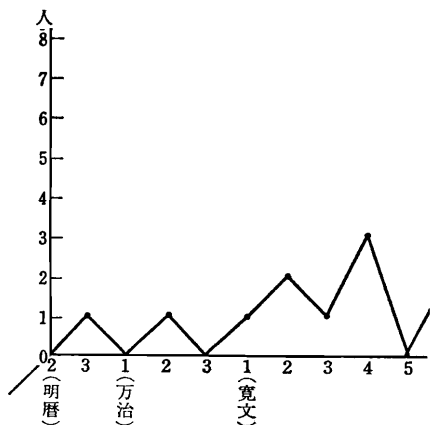
の分人が淘汰されたのは当然のこととして、二百石級の分人の淘汰率は決して低くはない。むしろ、貞享四年までの間に二百二十石以上の分人で、断絶させられた者が三〇%にすぎないのに対し、二百石取の分人は実に六二%が吉田藩から消えている。これは、藩内において実務の管理をつかさどるべき二百石級の分人は、三万石の世帯では数が多すぎて、と



グラフ㉔ 分人淘汰の年次の推移



グラフ㉕ 知行高と物成高の変遷



石以上の分人は、二百石級の分人とは対照的に、本藩に仕官していた当時から有能な者が少なくなかった<sup>23)</sup>ので、藩当局としては強硬な処断を控えたものと思われる。

ところで、分人の存続と断絶の実態は右に述べてきた通りであるが、分人が如何なる過程の中で陶汰されたのか、断絶の年次的な推移を見究めなくてはならない。グラフ<sup>24)</sup>は、明暦二年より貞享四年に至る期間における陶汰の変遷を示したものである。陶汰は分知直後の明暦三年より開始して、断絶のピークは延宝元年と天和元年の二回であった。前期のピークである延宝年間における分人陶汰は、延宝改革の一環とし

うてい就くべき役職は見当らず、職制の成立過程において余剰の人員は整理していったのであろう。それ故、この級の分人は藩初から陶汰がおこなわれ、一度に大量の暇下しに処するということはなかつた。三百

て実施され、この間、実に十八名の分人が陶汰された。しかも、それは高禄の者へ集中したといわれる。確かに、グラフ<sup>26)</sup>の知行総高の変遷をみると、知行総高を示す線が延宝元年には急激な落差を示しているから肯定できるのであるが、実際には、右の線に表現されない扶持・切米取にも陶汰は及んだ。もう一方のピークである天和年間の陶汰は、知行取の召放ちが大半を占めたにもかかわらず、高禄の者は延宝年間に既に陶汰されてしまった後でもあるし、陶汰と平行して家臣の新規召抱えをおこなっていることもあって、グラフ<sup>26)</sup>にみえるように知行高を示す線にはあまり変化がなかった。

従来、吉田藩では延宝改革においてのみ家臣団の陶汰が実施されたと考えられていたが、本項で述べたように、陶汰は分知以来間断なく続けられ、特に二百石級の分人は延宝改革を待たず、それ以前から召放ちに処せられた。また、仙台伊達家の元家臣及びその子孫も例外ではなく、容赦なく処断された。貞享四年にいたって、分人は過半数が陶汰されたが、同じく仙台伊達家出身者も半減した。

## ② 分人陶汰の背景

既に述べたように、分知当初、吉田藩の蔵入高は一万四千八十八石余であった<sup>27)</sup>が、その後、寛文二年に本・支両藩の間で境界の整理がおこなわれた結果、若干の増加をみるものが



できた。吉田では五カ村を本藩へ返却し、そのかわり八カ浦を受けとったので、石高は三万七石へと変化し、名実ともに三万石領としての藩域がここに確定した。

藩内八十八カ村浦のなかで、蔵入村は過半数の四十六カ村（寛文二年の時点）をしめ、蔵入村の一村平均高は三百九十石、物成高平均は百五十八石余であった。<sup>29</sup> これを知行村と比較すると、村高においては五十石、物成高では七十石余、蔵入村の方が少ないのである。ところが、蔵入村の分布を地図でひらってみると、沿岸地域の漁村が多く、しかも陣屋の所在地である吉田町の周囲に集中している。成初期吉田藩の蔵入地は、農業生産力においては給地に劣っているものの、交通の要衝である地帯が多く、しかも、農業生産には直接依存しない、海岸地帯における各種の税収<sup>30</sup>を見込みうる地域に設定したということができよう。

蔵入村が右の特質をもつものであるのに対して、知行村へ目を転じると、異った傾向を看取できる。知行村は生産高そのものは蔵入村より高くとも、内陸部に存在し、給人各人の知行地は分散している。一カ村に平均三名ないし四名の給人が給地をもつ場合が普通<sup>31</sup>であり、必然的に、彼らが恣意的な支配権を自己の給地に持ち得ることはなかった。それ故、地方知行とはいっても、その形骸化はかなり進行しており、蔵入地への移行が非常に容易であったことは否定できない。

さて寛文二年の境界整理の結果、右の如き内容の藩領を吉田藩は保持したのであるが、蔵入地は全藩領の半分にも満たず、財政安定化の上でもその拡大を迫られていた。延宝年間の家臣団陶汰は、まさにその要請に基づいて実行に移されたのであって、貞享四年までの間に総額七千七百五十石余を蔵入地へ編入した。<sup>32</sup> なかでも延宝年間の飛躍的な蔵入地拡大がどのような事情のもとで、又なぜ延宝年間に集中的に実施されたのか、その背景を次に述べることにしたい。

寛文六年、伊予地方は記録的な洪水にみまわれ、吉田領八十八カ村浦の内二〇%にあたる村落が被害を蒙った。<sup>34</sup> グラフ⑩にみえるように、明暦三年から寛文五年までは物成量が一万六千五百石から一万七千石余の間を上下しており、微々たるとはいえ上昇の傾向を示していた。洪水はその状態を無惨に打ち碎き、物成総高は一万四千三百石余に落ち込んで約一七%が流捨て<sup>35</sup>となった。また、被害を蒙った十八カ村浦の内訳は、十一カ村が知行村、七カ村が蔵入村であった。<sup>36</sup> 被害村の地域をみてみると、洪水は領内において、生産力の最も高度な村落を直撃している<sup>37</sup>ので、グラフ⑩に示したように、吉田藩では寛文末年に至っても洪水以前の物成量に回復することができなかつた。藩当局が被害地の復興に努力したのは言うまでもないが、これらの被害村の中で知行村は相給関係が複雑であるので、復興の名目によってそれらを蔵入村へ編入し

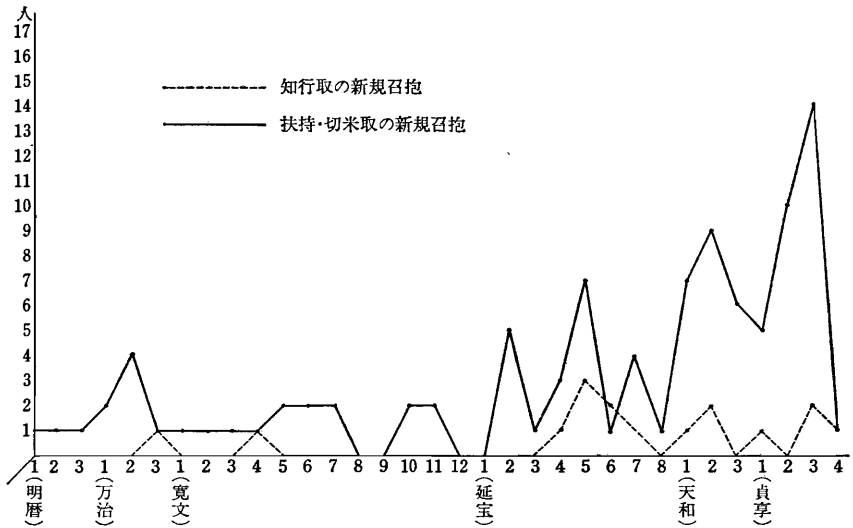
ていった。被害村の中で、井上五郎兵衛や尾川孫兵衛ら陶汰された高禄分人の給地がある小松村や小倉村（藩内の一村平均高より、これら両村は三百石以上も生産量が多く、最大規模の生産力を誇る）は、延宝五年に蔵入村となった。延宝年間における分人陶汰によって、三知行村の全域が蔵入村となり、しかも天和年間にはもう一カ村を完全に蔵入地化したため、十八カ村の被害村は、洪水前とは逆に、蔵入村が十一カ村、知行村が七カ村という結果に変わった。しかのみならず陶汰した分人が被害村以外の知行村に有していた知行も収公したため、蔵入地化は被害村のみに限ることなく領内全域に及び、獲得した蔵入高は三千七百石余であった。吉田藩の蔵入地は、もとより海岸の吉田町付近へ集中していたが、洪水にみまわれた被害村を給地としていた分人を陶汰することによって、内陸部における農業生産の豊かな地帯の蔵入地化をはたしたのである。

すなわち延宝年間に実施された分人陶汰は、寛文の大洪水の被害をいかに克服するかということ、また分知当初からの懸案であった蔵入地の拡大をはかるという、藩側の要請を契機としていた。藩主宗純がいかに強固な決断を以て右の事を実行したかを物語るものとして、次の事例をあげることができる。宇和島本藩では、和陸後、支藩に対して内政不干渉の立場を堅持してきたのであるが、千石取の重臣尾川孫兵衛の

召放ちを聞き、一変してその延期を宗純へ要望した。<sup>(39)</sup>しかし、宗純はその要求を聞き入れず、尾川及び彼と懇意であった分人も同様に召放ちの処分にした。<sup>(40)</sup>すなわち、本藩の意向を蹴つてまで、分人陶汰を実行した訳であって、藩財政を確固たるものにするための蔵入地の拡大―それは寛文の大洪水による復興を契機としておこなわれた―要求と、本藩からの直接・間接の影響を、この際どういう形であれ全く排除してしまおうとする意図（宗純が分知以来持ちつづけていた）を貫徹せんとする強固な意志のもとでおこなわれた措置であった。ところが、分人陶汰という強硬手段で以て蔵入地の拡大はできたものの、家臣数の減少は捨ておかれず、次に吉田藩では幕府の軍役令に定めた家臣数を保有する必要性に迫られたのである。

### ③ 家臣の召抱え運動

吉田藩家臣団は、I表の石高分布をみても、あきらかなように、貞享四年にいたってピラミッド型の家臣団を構成した。明暦三年の時点と比較して、貞享四年の場合、知行取家臣の減少しているのは今まで検討してきた過程で自明のことであるが、この期の家臣団構成をみると、知行取は分人陶汰の成果によって、最高の禄高をもつのは五百石級の者へ移った。五百・四百・三百石の各禄高を有する家臣数にほとんど変化がないのに反し、二百石取の家臣は激減した。<sup>(41)</sup>①に



グラフ◎ 家臣召抱えの年次的推移

おいて既に述べた通り、二百石級の分人は大幅に淘汰されたが、同級の新規召抱えは、貞享年間までの間におこなわれることはなかった。それとは対照的に、百五十石以下の知行取は増加したけれども、これは新規召抱えによるのではなく、減知に処せられた者が百五十石以下の禄高へ下降したのである。

貞享四年における家臣団構成の中で、量的な増加傾向を見せたのは百五十石以下の知行取だけではない。扶持・切米取の家臣は分知当初より二倍強、足軽・小者にいたっては四倍弱の規模を有するまでに拡大している。<sup>(42)</sup>

さて家臣の新規召抱えは、前述のごとく知行取は全く少なく、明暦三年より延宝三年に致るまでの間には、グラフ◎でみるように二名しか召抱えておらず、皆無と行ってよいほどの状態である。延宝五年には三名の召抱えがあつて、貞享四年までは微々たるとはいえ知行取の召抱えが継続した。一方、扶持・切米取家臣の召抱えは明暦三年の分知以前から開始しており、これは宗純が本藩より既に発表されていた分人とは別に、個人的な配慮で以て召抱えたものと思われる。グラフ◎によれば、扶持・切米取家臣の召抱えは、万治二年に小ピークを構成し、延宝年間にいたつて急激に拡大した。一時的な減少はみせたものの、その趨勢は天和年間に入つても劣えず、貞享三年には召抱えが極大値を示した。

新規召抱えばかりでなく、禄高の加増・減知の件数も天和年間は最大値に達し、また分人陶汰も延宝・天和に猛烈におこなわれたのであるから、延宝元年から貞享三年にいたる期間が、吉田藩家臣団の形成及び編成運動の最も活発な時期であったといえるであろう。

家臣団の召抱え運動は、いうまでもなく分人を陶汰した結果獲得した財政的な余裕を以て実施された。なお、新に召抱えられた知行取及び扶持・切米取家臣の出自は全く不明である。土芥寇讎記には「渡り侍、新参者ヲ召抱へ」とあり、別の記録には「不知筋目浪人」を召抱えたという表現で記されているので、吉田藩としては低い禄でも仕官を求める人物を選んで召抱えたのであろう。あたかも、三代將軍家光の死んだ後は、幕藩体制が安定期に入ったものの、慶安事件を契機として牢人問題が幕閣の間で真剣に考えられた時期でもあった。幕府は諸藩へ牢人の召抱えを斡旋し、巷間にあふれた牢人は仕官の口を求めた。まさに諸藩の買手市場であるから、特別な能力をもつ人物は別として、大名は彼らを低い禄高で召抱えるのが可能であった。吉田藩では、分人を陶汰して折角拡大した蔵入地が知行取を召抱えた事により減少するのを防ぐ意味もあって、所謂「筋目」もさだかでない牢人を召抱えたのである。

新規召抱え家臣の出自はどうであろうとも、貞享四年にいた

って家臣団の召抱え運動は停止し、吉田藩はI表にみられる貞享四年の家臣団を構成した。貞享四年の家臣団の構成を明和七年のそれと比較してみても、知行取はほとんど増加しておらず、扶持・切米取家臣の増加は著しい。それは家臣団内部の族縁的自然増がもたらしたものと考えられるので、また貞享四年の家臣数は慶安軍役令の数値にも合致していることも考えあわせると、吉田藩家臣団の基本的な形態は、この時期に形成されたと言言できるのである。

### 三 山田騒動と宗純の引退

各節を追って吉田藩家臣団の構成とその形成過程を考察してきたが、本節では召抱え運動が停止した時点、すなわち貞享四年に解決をみた山田事件を中心に、同藩家臣団の成立が内包していた諸矛盾を、事件の経過を追求してゆく中で指摘し、同事件のもつ幕藩体制における意味を見究めることにしたい。

藩主宗純の用人であった山田仲左衛門は、延宝二年に医師として吉田藩へ召抱えられた<sup>48</sup>。彼は医師のほかに剣術など種々の才能を持っていたらしく、天和の頃には知行三百石を給されて藩内では破格の出世をすることができた<sup>49</sup>。宗純の寵愛を受けて山田の振舞は専横に過ぎることが多々あったらしく、天和三年、山田に反感を持つ軽輩の者達が襲撃計画を練

るといふ事件が勃発した。この陰謀は未然に洩れ、大事には至らなかつたが、山田に対する藩内の攻撃は激化の一途をたどり、山田は宗純にすがつて難を江戸に避けた。貞享三年六月、仙台藩の江戸藩邸において山田は非を追求され、仙台藩に終身幽閉の身となつた。<sup>(50)</sup> その二カ月後、山田に同調した家臣十四名は処罰を受け、召放ち(奉公構を含む)や譜代としての資格取消しなどの処分を受けて一応事件は落着した。

山田事件に際して、分人の甲斐織部を中心とする吉田藩の重臣達が作成した山田弾劾状及び申渡覚が残つている。これらの史料は、条数・内容において若干の食違ひをみせているが、貞享三年六月十九日付のものが最終的に弾劾内容を集約した形をなしている。すなわち、山田の九十郎様(二代藩主宗保のこと)に対する無礼、奢りと依怙最良、情報独占などの三カ条が中心をなした。一連の弾劾状案とは別個に、三カ月前の閏三月、甲斐織部が主謀者として内密に作成した「覚」は九カ条からなり、山田の非法を具体的な事例で以て糾弾した。その「覚」と連続関係にある「山田仲左衛門不屈之覚書」(六月十三日付)<sup>(51)</sup>は、さらに内容が詳細をきわめ条数も二十四カ条に増加した。この二点の史料の中で特に注目されるのは、山田の依怙最良に関する個所であるから、その部分と比較対照して三カ月間の変化を窺うことにする。第一に閏三月の「覚」のそれは、

一其身取持て不知筋目浪人召抱、新参より御近習ニ相勸候事、

一御家久者之子共御用ニ不立様ニ申なし候事、

と、右の二カ条に分けて山田の依怙最良の有様を記している。それが六月十三日の覚書になると次のように変化した。

一其身方は取入候者ハ不慮ニ立身為仕、其身方へ疎キ者ハ久切者とも宮内殿衆へ悪申なし候事、(中略)

一仙台よりの筋目・古参之段々差置、其身兄弟ら始、曾而

其器量も無之新参者任依怙、御物頭役等被仰付候様ニ仕候事、

(傍点筆者)

重臣達の述べる所の要点は、山田が家臣の新規召抱えを勝手にとりおこなつたこと、仙台伊達家との関係を有する家柄の者と古参の者(すなわち分人を指しているであろう)をないがしろにしたこと、の二点に集約できるであろう。この内、前者の新参者召抱えに山田が関係していたという点を吟味しよう。二の③で述べたように、延宝年間の新規召抱えは、山田が延宝二年に召抱えられたばかりであるので、それを彼が主宰したとは到底考えられない。しかれば、小ピークを構成した天和元・二年の召抱えは、どうであらうか。たとえ山田が実際に召抱えをとりおこなつたとしても、翌三年には江戸へ逃れているため実効をあげるまではいかなかつたはずであ

る。しかも、山田が処断された貞享三年に召抱えは最大値を

示しているので、家臣召抱え運動に山田は参画していなかったのではなからうか。また運動の一斑を担う高禄分人の陶汰は、山田の仕官する前の寛文末年から延宝元・二年にかけておこなわれたので、山田がその責任者であることはありえないのである。要するに、藩内において山田は宗純の意志を家中へ伝達する役を専ら担当していたのであって、主人の恩寵を頼りに成り上がった新参者特有の専横な態度が、反感を買ったのであろう。後者の要点である仙台よりの筋目云々は、宗純が分人の陶汰および減知を実施した際に、その申し渡しに山田を通じておこなわれるため、本来は宗純へ向けられるべき家中一殊に分人層の不滿が、山田へ集中してしまっただけである。つまり、山田は藩政を主導する立場にあつたわけでもなく、家臣召抱え運動の参画者でもなかったのであり、宗純の意を忠実に守る側用人的な役割をはたしたのであつた。山田事件は、老臣对新参者の対立という所謂初期家中騒動の典型的な形をとりながらも、実は藩体制の確立をめざす藩主権力に対して、分人を中心とする家臣達が巻返しを計った、より深刻な対立ということが出来る。

宗純は山田事件の五年後、元禄四年に隠居して宗保へ家督を譲った。<sup>(57)</sup> 隠居をする際の事情は、本藩主伊達宗資が仙台へ書き送った書状(三月廿一日付)<sup>(58)</sup>の中に記されているので引用

しよう。

宮内少義長病之処、去冬時分短気罷成、近習之者共氣遣申程之義、折々在之、頃日者申義も前後仕義多御座候間、不計不都合之義も御座候て、不可然候間、片時も早ク隠居願被申上候様ニ仕度由(以下略)、

右の旨を、騒動後に実権を握った分人出身の家老尾田と恒川兩名が、本藩へ申し出たというのである。宗純が死去したのは、宝永五年にいたつてからであるから、<sup>(59)</sup> 隠居後十七年も経過している。この間の事情を考えあわせると、宗純は強制的に重臣達によって引退させられてしまったのであろう。家老達にしてみれば、山田事件の後遺症が残り動揺を続ける藩内の情勢を鑑みて、これ以上、藩主との対決を継続することになれば、幕府権力の介入を招くことにもなりかねないため、宗純へ引退を迫つたのであろう。

### むすび

以上、一・二・三の各節にわたつて吉田藩家臣団の成立と山田騒動の展開及び終結を述べてきたが、最後にむすびとして以上の諸点をまとめ、残された若干の問題を指摘して本稿を終えることにしたい。

吉田藩家臣団は、明暦三年、本藩である宇和島藩から伊達宗純へ付属された分人を、基幹部分としていた。分人は高禄

の者が多く、三万石の石高しか持たぬ吉田藩にとつては、藩体制の確立を進めてゆく上で、まさに桎梏以外の何ものでもなかった。藩主宗純は分知当初より分人の陶汰をおこなってきたが、寛文六年、伊予地方へ甚大な被害をもたらした大洪水は吉田へも及び、上昇傾向を示していた物成量は二割余減少した。そのため、藩当局は災害復興を契機として、延宝改革と称される分人の大規模な陶汰に乗り出したのであった。陶汰の方法は、暇下しという一方的な召放ちから、跡目相続の不許可など多彩であったが、暇下しによる陶汰が圧倒的な量にのぼり、貞享四年にいたる約三十年の内に過半数の分人が吉田から消滅してしまった。延宝改革によって獲得した蔵入高は三千七百石余におよび、貞享四年には吉田藩の蔵入総高は二万石を超過した。分人達が有していた給地は、藩内において農業生産力が、比較的高い地域であるため、吉田藩の財政収入が好転したことは明らかである。右のように延宝年間に実施した分人の陶汰は、寛文の大洪水の被害をいかに克服するかという藩側の実際的な要請に基づいていた。すなわち、吉田藩の場合、災害復興と財政収入の安定・増加は、新田開発でもなければ国産の育成でもなく、給人財政に一方的な犠牲を強いた上でなされた。また、軍役令に定められた家臣数を召抱えるための家臣団召抱え運動も、扶持・切米取の者を膨大に召抱えることに終始し、知行取の者の召抱えは僅かで

あったから、蔵入地の通減を未然に防いだ。

ともかく、貞享末年にいたって吉田藩は、三万石領に見合った家臣団を保持することは可能になったが、その形成過程は右に述べた如き強硬措置の連続であったため、家中騒動を引き起した。騒動は老臣对新参者の対立という当時としては、他藩でも頻繁にみられた典型的な形をとって展開したが、実は藩主権力の集中・強化に対する分人の側からの強烈な反発でもあった。事件は、仙台伊達本家及び宇和島本藩が介入することによって落着をみることができた。騒動後、藩政の実権を握ったのは、分人出身の家老であって、彼らは宗純を強制的に引退させ、陶汰によって衰弱した分人勢力の回復をはかり、本藩との連携を深めた。しかも宗純のあとを継いだ宗保が早世して、その跡を継いだ村豊が幼少だったこともあって、吉田藩の家老達は藩政に関する重要事は悉く本藩へ窺いをたてるようになった。本藩からは目付の出向が恒常化の様相を呈し、本・支藩間の密着が進む一方、藩としての独立性は著しく損われるにいたった。

吉田藩にみられるように、幕藩体制下における支藩は、本藩からの独立を藩体制確立のための一種の梃子としていたが、体制の確立をいそぐあまり藩内にさまざまな矛盾を包含した。本藩からかけられる軛を拒否して藩主はその権力の集中・強化に務めたものの、矛盾の集中的表現である家中騒動

をその権力で以て克服できず、本藩の政治的介入を受け入れざるをえなかつた。その際、本藩が比較的容易にしかも事細かに干渉できたのは、藩主権力の独裁的な圧力をはねのけた有力分人の存在があつたからである。このように藩主権力が形成過程でしかも未成熟な段階では、これらの分人が本藩の指導を仰ぎつつ、合議によって藩政を担当したが、以後、支藩主の権力強化がおこなわれた場合、本藩との関係はどのような変化を遂げ変質してゆくのか、また、本藩の側では支藩に対する宗主権の行使をいかなる形で実現し確立せんとするのか等、これらの諸点を課題として残しておきたい。

(付記) 本稿は、史学会第七十二回大会日本史部会で発表した報告に補筆したものである。発表後、多くの諸先生及び先輩より貴重な助言を賜つた。衷心より感謝する次第である。

註

(1) 竹内利美「近世武家の分家―分封形式に関連して―」(社会学研究二―一)。松平秀治「大名分家の基礎的考察―『内分』分家を中心に―」(徳川林政史研究所紀要 昭和四十七年度)。同「三次支藩と広島本藩との関係について」(芸備地方史研究 九三・九四合併号)

(2) 「吉田町誌」四〇七頁

(3) 「寛政重修諸家譜」第十二

(4) 「右同」第十二

(5) 分知についての詳細は、「吉田町誌」三九三～三九九頁を

(参照されたい。

(6) 「三万石領引渡并目録扣」

(7) 「宇和島藩記録書抜 宗利上 寛文二年―延宝五年」(以後、記録書抜と記す)。和睦の使者として、本藩へ出向したのは分人の家老尾川氏であつた。尾川は、三年後の延宝五年召放ちに処せられている。

(8) 「三万石領引渡并目録扣」・「郡鑑」第五

(9) 「分人之覚」

(10) 「伊達家御歴代事記 天正十九年ヨリ明暦三年マデ」と「分人之覚」との双方に記載されている分人の名は、かなりの食い違いがある。しかし、「吉田藩知行切扶合力米分限帳 貞享四年」(以後、吉田藩分限帳と記す)と照合してみると、「分人之覚」の方が信頼を置けるようである。

(11) 「分人之覚」

(12) 「大日本史料 第十二編之十七」

(13) 「右同」

(14) 「宇和島藩分限帳 元和四年」、「同藩分限帳 元和八年」、

「宇和島藩諸士官禄年数帳」

(15) 「伊達家御歴代事記 天正十九年ヨリ明暦三年マデ」

(16) 因みに本藩である宇和島藩家臣団の石高分布を、年次的にあらわしたのが次頁の表である。吉田分知によって、寛文十二年の家臣数は大幅に減少している。なお、成立期宇和島藩の家臣団形成については、拙稿「本・支両藩家臣団の成立と構成―伊予宇和島藩と吉田藩―」(東大史料編纂所報第九号)を参照されたい。



宇和島藩家臣団石高分布

各年度 石高	元和元	元和4	元和8	慶安3	寛文12
	～1000	4	6	4	3
～700	3	3	3	2	2
～500	3	3	3	5	5
～400	1	4	6	3	3
～300	16	20	18	42	6
～200	37	65	64	87	20
～150	3	12	17	12	11
～100		4	7	4	5
～0		0	2	0	1
扶持・切米取 足軽・小者		775		490	359
		1,714		1,300	967
計	知行取 のみ 67	2,606	知行取 のみ 124	1,948	1,384

- (17) 「土芥寇讎記」四七七頁  
 (18) 千三百石の井上五郎兵衛は、本藩でも高位の禄高である。  
 (19) 「分人之覚」  
 (20) 「右同」。依鉢とは茶坊主の階層を指す。無足とは、知行地を持たぬ者を指し宇和島藩では扶持・切米取の家臣であるが、彼らは、知行取に準ずる家格を有した。

(21) 資料④は「分人之覚」及び「吉田藩分限帳 貞享四年」をもとに作製した。

(22) 資料⑤も④と同様の史料をもとに作製した。

(23) 三百石取の井上治兵衛や戸田藤左衛門は、兩名とも本藩に在籍中に郡奉行を務めていた(「諸士官禄年数帳」)。

(24) グラフ④は、「吉田藩分限帳 貞享四年」及び「分人之覚」をもとに作製した。

(25) 「吉田町誌」四〇五頁

(26) グラフ⑥は、「郡鑑」第四、「分人之覚」、「吉田藩分限帳 貞享四年」をもとに作製した。

(27) 「郡鑑」第五

(28) 「三万石領引渡并目錄扣」

(29) 「郡鑑」第五によって計算した。

(30) 吉田藩が領有した二十九カ浦の海岸線は、鰯の宝庫といわれる宇和海を圍繞する長大なものであり、鰯網を中心とした近海漁業が藩財政に寄与した役割は大きい。漁村からの貢租は、吉田藩の場合、水主役・苦役(水主高に課せられる)・受銀(公儀網代を借用して操業した時に受網代として提出)・五分一銀(魚売買の代金五分の一にあたる額をおさめる)の四種であった(「吉田町誌」を参考にした)。

(31) 「郡鑑」第四

(32) 「分人之覚」

(33) 「記録書抜 宗利上 寛文二年―延宝五年」

(34) 「郡鑑」第五

(35) 「右同」第五

- (36) 「右同」第五
- (37) 被雷村は領内村落の平均と較べて、村高で百六十五石、物成高では八十七石余高い。
- (38) 「郡鑑」第五
- (39) 「記録書抜 宗利上 寛文二年—延宝五年」
- (40) 尾川と共に暇下しに処せられたのは、朝倉や片岡であり、兩名は仙台伊達家出身の分人である。
- (41) 前掲拙稿(東大史料編纂所報第九号)七四頁参照
- (42) 右同 同頁参照
- (43) 「土芥寇讎記」四七七頁
- (44) 「吉田内証一件」
- (45) 「徳川美紀」第四篇 厳有院殿御美紀 卷二
- (46) 藤野保「徳川幕閣」一九九頁
- (47) 「吹塵録」軍役之部
- (48) 「吉田藩分限帳 貞享四年」
- (49) 「吉田町誌」四〇七頁
- (50) 「右同」同頁
- (51) 「記録書抜 宗利下 延宝六年—元禄六年」。処罰された家臣十四名の内、一名は江戸からの帰途、小田原で自殺した。残りの十三名の中で、分人の子孫は一名のみで、山田と行動を共にした者のほとんどが、新参者であった。
- (52) 甲斐織部の父は、伊達秀宗に付き添って宇和島へ入部した「秀宗様御小姓衆」と呼ばれる家臣集団へ所属した。藩内における右の家格はすこぶる高く、五十七騎衆と肩をならべるものであった。

- (53) 「吉田内証一件」
- (54) 「右同」
- (55) 「右同」
- (56) 「宮内殿衆」とは、分知の際に「宗純付」と称された分人達が、側近勢力を形成してこのように呼ばれたのであろう。
- (57) 「寛政重修諸家譜」第十二
- (58) 「大日本古文書 伊達家文書之五 一一一九七」
- (59) 「宮内少」とは、伊達宗純の官職名で、彼は明暦元年、從五位下宮内少輔に叙任した。
- (60) 尾田は、貞享三年七月七日に発表された「家中々申渡覚」(「記録書抜 宗利下 延宝六年—元禄六年」)において、一度は宗純によって隠居を命ぜられていたのがそれを解かれ、家老に復帰した。
- (61) 「寛政重修諸家譜」第十二
- (62) 伊予地方の特産物としては、蠟および紙であるが、同藩の専売制度が形を整えてくるのは、近世後期に入ってからである。
- (63) 伊達村豊は、本藩家臣伊達刑部宗職の子で、宗保の養子。元禄六年十二月、宗保のあとを継いだ。

(東京大学史料編纂所員)